

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第3回 国会と立法権（2）

#### 2. 国会の組織

- 国会は、衆議院と参議院とによって構成される（42条）。

衆議院		参議院
_____人	議員定数	_____人
__年（_____制度あり）	任期	__年（3年ごとに半数改選）
満18歳以上	選挙権	満18歳以上
満__歳以上	被選挙権	満__歳以上
小選挙区（_____区）→_____人 比例代表選出（11ブロック）→_____人	選挙区	選挙区（_____区）→_____人 比例代表選出（全国）→_____人

- 二院制は、通常、民選議員で構成される下院と、上院からなる。上院の構成には、貴族院型、連邦型、民主的第二次院型などがある。
- 二院制の意義としては、議会の専制の防止、下院と政府との衝突の緩和、下院の軽率な行為・過誤の回避、民意の忠実な反映などが考えられる。

#### 3. 国会・議院・国会議員の権能

- 国会の権能には、法律の議決権（59条）、予算の議決権（60条）、条約締結の承認権（61条、73条3号）、内閣総理大臣の指名権（67条）、弾劾裁判所の設置権（64条）、財政統制権（60条、83～91条）、憲法改正の発議権（96条）、皇室財産の授受の議決権（8条）がある。
- 議院の権能には、議員の逮捕許諾権・会期前に逮捕された議員の釈放要求権（50条）、議員の資格争訟の裁判権（55条）、役員選任権（58条1項）などの内部組織に関する自律権（各議院が他の国家機関に干渉されずに自主的に決定できる権能）と、議院規則制定権（58条2項）や議員懲罰権（同条）などの運営に関する自律権のほかに、国政調査権（62条）がある。
- それぞれについて、憲法で定められた上記の権能のほかに、法律によってさまざまな権能が付与されている。

- ・ 国会議員は、その所属する議院に、議案の発議（国会法 56 条 1 項）と動議の提出（国会法 57 条、57 条の 2、121 条 3 項）ができる。また、その所属する議院の議長の承認を経て、内閣に対して、質問をすることができる（国会法 74 条 1 項）。そのほかに、国会議員は、その所属する議院で、議題となっている案件について、質疑、討論、表決を行うことができる（これらの活動は自由に行うことができる（憲法 51 条））。

## Quiz

Q3-1 二院制に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 日本国憲法が二院制を採用したのは、異なる選挙制度や議員の任期が異なること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院と参議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。
- イ. 衆議院と参議院の関係について、日本国憲法は、衆議院に法律案及び予算の先議権を認めているが、法律案及び予算について両議院の意見が対立した場合には、両院協議会を開かなければならないとしている。
- ウ. 参議院議員選挙に関して、判例は、半数改選という憲法上の要請、そして都道府県を単位とする参議院の選挙区選挙における地域代表的性格という特殊性を重視して、都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持することを是認し続けている。

Q3-2 議院の自律権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 議員の資格争訟の裁判について規定している憲法第 55 条は、議員資格に関する判断を議院の自律的な審査に委ねる趣旨のものであるが、議員の選挙に関する争訟の裁判は裁判所の権限に属するので、各議院の下した議員資格に関する判断についても裁判所で争うことができる。
- イ. 議院の規則制定について規定している憲法第 58 条第 2 項は、各議院が独立して議事を審議し議決する以上、当然のことを定めた規定であり、「各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する」事項について、原則として両議院の自主的なルールに委ねる趣旨である。
- ウ. 議員の懲罰について規定している憲法第 58 条第 2 項は、議院がその組織体としての秩序を維持し、その機能の運営を円滑ならしめるためのものであるため、議場内に限らず、議場外の行為でも懲罰の対象となるが、会議の運営と関係のない個人的行為は懲罰の対象とならない。